

春日井市交通安全事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、交通安全意識の高揚、交通の円滑化及び交通事故防止を推進するため、予算の範囲内で、財団法人愛知県交通安全協会の目的及び事業を推進するため設置された春日井交通安全協会（以下「協会」という。）が行う事業に対し補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、協会が行う次の事業とする。

- (1) 交通事故の防止並びに交通安全意識の啓発及び広報に関する事業
- (2) 交通安全指導に関する事業
- (3) 交通安全教育に関する事業
- (4) 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰に関する事業

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業に要する経費に相当する額の2分の1以内の額とし、500,000円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請の期日)

第5条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の5月31日とする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、規則第4条の規定による補助金の交付決定をした後、協会の請求に基づいて当該交付決定額の全額を交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助

金の額を確定した後に精算する。

(実績報告)

第8条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、すべての補助事業の完了の日から20日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 歳入及び歳出決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(書類の提出部数)

第9条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、それぞれ1部とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

補助事業	補助対象経費
1 第2条第1号に規定する事業	需用費(消耗品費及び印刷製本費)及び役務費(広告料)
2 第2条第2号に規定する事業	需用費(消耗品費及び印刷製本費)、役務費(保険料)及び使用料
3 第2条第3号に規定する事業	報償費、需用費(消耗品費及び印刷製本費)、備品購入費及び委託料
4 第2条第4号に規定する事業	需用費(消耗品費及び印刷製本費)及び使用料